

日本年金機構からのお知らせ

お知らせ

～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～

「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の新様式による提出のお願い

令和6年12月2日から健康保険被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証に移行しました。これにもない、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式が変わっています。新たに被保険者や被扶養者になる方の資格確認書発行が必要な場合は、新様式の「資格確認書発行要否」欄の□に✓を入れて申請してください。

＜被保険者資格取得届＞

⑫	資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要
---	---------------	--------------------------------

＜被扶養者（異動）届＞

⑳	資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要
---	---------------	--------------------------------

○旧様式には「資格確認書発行要否」欄が無いので、取り扱いは令和7年2月28日まで（予定）としていただきますので、お早めに新様式へ切り替えて頂きますようお願いいたします。なお、電子申請については、令和7年3月1日以降、旧様式での申請が出来なくなりますのでご注意ください。

○新様式は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

ホームページ： <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/tekiyo/hihokensha/index.html>

お願い

各種届書に個人番号を記入してください

「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」などの、個人番号記入欄がある届書には、個人番号を忘れずに記入してください。また、従業員の方の個人番号を記入する際は、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

「個人番号（基礎年金番号）」欄に不備がある場合は、原則届書を返戻し、補正をお願いしています。届書が返戻されると手続きの完了までに時間がかかり、マイナ保険証が利用できない等の不利益につながりますので、記入する個人番号には誤りがないようお気をつけください。

※個人番号を有していない等、個人番号が記入できない場合は基礎年金番号を記入してください。なお、基礎年金番号は、基礎年金番号通知書、年金手帳のほか、日本年金機構から本人あてに送付している書類（国民年金保険料納付書等）でも確認できます。

お願い

社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めにご提出ください

日本と社会保障協定を結んでいる国に派遣される方は、相手国の社会保障制度への加入が免除されます。免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受け、相手国に提示または提出する必要があります。

例年4月から5月にかけて、「適用証明書交付申請書」等の提出が多くなります。適用証明書の発行までに通常よりも日数を要することがありますので、適用証明書が必要なことが判明次第、お早めにご提出ください。（電子申請も利用可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。）

なお、「適用証明書交付申請書」または「適用証明期間継続・延長申請書」は、就労の開始予定年月日または延長開始年月日のおおむね6カ月前から提出が可能です（資格取得同時の場合を除きます）。



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内

従業員へ社会保険加入を勧めてみませんか

- 短時間勤務の従業員が働く時間を増やして社会保険に加入することで企業経営にも主に3つのメリットがあります。加入した従業員にも、受け取る年金額が増えるなどのメリットがありますので、手取りが減少することから社会保険加入をためらっている従業員にも加入を勧めてみませんか。

①人材の確保・定着の可能性が高まります。

②社会保険への加入により就業調整する必要がなくなるため、安定してシフトを組みやすくなります。

③従業員の働く意欲向上に繋がります。

- 厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトでは、従業員への説明のポイントや従業員説明に使えるチラシや動画、各種支援の案内などを掲載しています。ぜひご覧ください。



詳しくは
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>



- 新たに社会保険に加入した従業員の手取りを減らさないための取組を行った事業主の皆さまは従業員一人あたり、最大50万円を助成するキャリアアップ助成金が活用できます。ぜひご検討ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

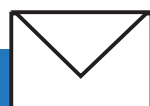


- お問い合わせ先はこちら

年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

0120-030-045（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日8:30~18:15



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_kikou

